

## 職人商店街調査検討事業業務委託 仕様書

### 1 業務名

職人商店街調査検討事業業務委託

### 2 業務目的

松江には、今でも和菓子・漆器・陶器・磁器・織物・和紙・木工・石材などの伝統的手作り技術を生かした手仕事（以下「手仕事」という。）が広範に残っている。それら手仕事を生業とする職人が、中心市街地の商店街の人通りに面した通り沿いや空き店舗等に店を構え創作活動を行う松江ならではの商店街（＝職人商店街）の創出を目指し、求められる取り組み（職人等の参画条件、支援人材の存在、必要な機能の整理・確保等）を明らかにするための調査を実施することで、現況を踏まえた課題の洗い出しや事例研究に基づく成功要因分析を行い、事業実施による効果と実現可能性とを明らかにすることを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 伝統的手作り技術に関する基礎調査

##### ア 文献調査

過去に調査された文献などを通じて、市内の手仕事に関する特徴や賦存状況を把握・整理する。

##### イ 手仕事を生業とする職人等への聞き取り調査

市内で手仕事を生業とする職人と連絡調整の上、聞き取り調査を実施し、技術や関連する文化に関する伝承の状況把握を行う。また、手仕事にまつわる文化や市民の暮らしについて、知見を有する者を選定し、連絡調整の上、聞き取り調査を実施し、伝統技術と松江の文化や市民生活とのつながりを明らかにする。

#### (2) 想定先商店街の状況把握調査

##### ア 想定先となる商店街の空き店舗等にかかる現況の把握

松江市中心市街地活性化協議会や商店街等への聞き取り調査などを実施し、商店街の空き店舗及びその活用の取り組みや活用に向けての課題などの把握を行い、事業への親和性の高い候補地を提案する。

##### イ 先行事例調査

地域独自の技術や文化を生かした商店街活性化など、同種または類似の事例を選定し、直接訪問することでその推進主体やキーパーソンに取材を実施し、成功要因や上記「3（2）ア」で把握した課題に関する解決策についての知見を収集する。

#### (3) 事業にかかる手仕事を生業とする職人等の意向把握調査

##### ア 市内で手仕事を生業とする職人等の意向把握

上記「3（1）イ」の対象者から、事業への親和性の高い調査対象を選定し、連絡調整の上、聞き取り調査を実施し、事業参画への意向や参加に向けて重視する要件等について把握を行う。

##### イ 市外で手仕事を生業とする職人等の意向把握

事業への親和性の高い調査対象を選定し、連絡調整の上、アンケート調査により、事業参画への意向や参加に向けて重視する要件等について把握を行う。

#### (4) 事業推進にあたるプロデュース人材把握調査

本事業の推進を図るうえで必要な人材として、①幅広い経験等に裏付けられた目利き力や様々な地域資源を地域の魅力として一体的に見せるブランディングができる「地域の魅力の発見・創出力」を有し、②さまざまな工芸品等の商品やサービスをストーリー化し一体的に発信することで地域のブランド価値を向上させる「プロデュース力」を有し、③最適な宣伝・広告手段により適切なタイミングで地域の魅力を発信する「発信力」を有し中心的な役割を果たすプロデュース人材が必要であると考えている。

ア プロデュース人材に求められる人材像の把握

地域の技術や文化を生かしたまちづくりや場づくりで成果を上げているプロデューサーや、プロデュース人材に詳しい専門家への聞き取り調査を実施し、プロデュース人材に求められる要素を整理・分析し、人物像として整理する。また、当該専門家などを交えて、地域の伝統的手づくり技術・文化を活用した取り組みに関するユニークな事例や成功要因などを話し合う、市民参加可能なオンラインセミナーなどを実施する。

イ プロデュース人材の把握

上記で記載したプロデュース人材の候補対象を選定し、連絡調整の上、聞き取り調査により、方向性に関する意見や協力意向を整理し、候補者リストを作成する。

(5) 調査とりまとめ

ア 調査分析を踏まえた提言

本調査の分析結果をもとに事業実施に向けて求められる取り組み方針についての提言をまとめる。

(6) 実施体制

ア 実施体制の構築

調査遂行に必要な専門的知識を有する人材を配置し、業務を実施する。

(7) 関連事業との連携

ア 関連事業との連携

本市が実施する「松江工芸の魅力発信と担い手育成事業」や「中心市街地エリアビジョン策定事業」、「松江市中心市街地活性化基本計画」との関連性に配慮して実施する。

#### 4 仕様書の目的及び適用範囲

- (1) この仕様書は、松江市（以下「本市」という。）が実施する本業務に係るプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、基本的な事項を示すものである。
- (2) 本業務に用いた資料等は全て明確にしておき、本市の要求があった場合は速やかに説明できるようにしておくこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の効果が上がると判断するものについては、積極的に提案すること。
- (4) 仕様の詳細については、本業務の受託候補者として特定された者と本市との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない。

#### 5 業務期間

契約締結の翌日から令和4年2月28日まで

#### 6 契約方法

市と受託者との委託契約とする。

#### 7 経費

- (1) 業務に係る提案上限額 2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）
- (2) 委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費とする。なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

#### 8 事業実績報告書の提出

事業の実績を報告書として市へ提出すること。

- (1) 提出物 実績報告書 3部（任意様式）
- (2) 提出期限 令和4年2月28日（月）

#### 9 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 松江市個人情報保護条例
- (2) 松江市個人情報保護条例施行規則
- (3) 松江市財務規則
- (4) その他関係法令及びガイドライン

## 1 0 秘密の保持等

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

## 1 1 無断複製及び持ち出しの禁止

受託者は、本市の保有する資料及びデータを複写または複製してはならない。また、本市内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、本市の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに本市に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

## 1 2 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

## 1 3 著作権その他知的財産権

### (1) 本事業により新たに制作した制作物について

ア 当該業務の受託者は、制作、納品した制作物については松江市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。

イ 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用权及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。

ウ 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。

エ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。

オ 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。

カ 委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

## 1 4 その他留意事項等

- (1) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。
- (2) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響については、不確定要素が多いことから市と必要な協議、打ち合わせを十分に行い、その指示に従い誠実に業務を進めること。また、新型コロナウイルス感染拡大の事情により、仕様の変更が必要となる場合は、あらかじめ市と協議の上、承認を得ること。

#### **15 本仕様書に定めのない事項への対応**

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。